

## 会計理論学会会則

(名称)

第 1 条 本会は会計理論学会 (The Japan Society for Social Science of Accounting) と称する。

(目的)

第 2 条 本会は社会科学に基礎をおいた会計に関する理論的研究ならびにその研究者の交流を目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は次の事業を行う。

1. 毎年 1 回の大会および必要に応じた部会の開催。
2. 機関誌および出版物の編集・刊行。
3. 内外の学会との連絡・交流。
4. その他本会の目的にとって必要と認められる事業。

(会員)

第 4 条 本会は会計学の研究にたずさわりの、本会の目的に賛同する者によって構成される。

第 5 条 本会に入会を希望する者は、会員 2 名の推薦により理事会に申込み、その承諾を得なければならない。

第 6 条 会員は毎年所定の会費を納めなければならない。

第 7 条 退会を希望する者は、書面をもって理事会に申し出ることにより認められる。なお、会員が引き続き 3 年にわたって会費を滞納した場合は自動的に退会したものとする。

第 8 条 本会に顧問を置くことができる。

(総会)

第 9 条 本会は毎年 1 回会員総会を開催する。

2. 理事会が必要と認めたとき、または会員の 5 分の 1 の請求があるときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。
3. 理事会は総会において会務および会計について報告する。
4. 総会の決議は出席会員の過半数による。
5. 総会の議長は総会を開く大会の準備委員長がこれにあたる。

(役員)

第 10 条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 常任理事 2 名
3. 理事 17 名以内
4. 監事 2 名

(会長)

第 11 条 会長の選出は、大会開催期間中において会員の直接選挙によってこれを行う。

2. 会長の任期は3年とし、再選を認めない。
3. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
4. 会長は理事会を招集し、その議長となる。

(理事、監事および理事会)

第12条 理事および監事の選出は、大会開催期間中において会員の直接投票によってこれを行う。

2. 理事および監事の任期は3年とし、連続3選を認めない。
3. 理事は理事会を構成し、会務を処理する。
4. 理事会の決議は、出席した理事の過半数による。
5. 事務局は、理事会に出席し意見を述べるができる。

(常任理事および監事)

第13条 常任理事は理事会において、理事の中から互選する。

2. 常任理事は会長を補佐し、会務を処理する。

第14条 監事は毎年1回会計監査を行い、総会に報告する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(会則ならびに内規の改訂および本会の解散)

第16条 本会会則ならびに内規の改訂および本会の解散は、総会出席会員の3分の2以上の賛成をえなければならない。

(付則)

第17条 本会の事務局および事務執行に必要な細目は、理事会がこれを定める。なお、事務局の任期は3年とする。

第18条 本会の設立は1986年(昭和61年)9月6日とし、創立年度(1986年度)を1986年9月6日から1987年9月30日とする。

第19条 第3条の2に関する事業を推進するため、学会内に編集委員会をおき、審査の業務にあたる。なお編集委員に関する規程は別に定める。

(内規)

#### 1. 理事、常任理事および監事の選挙方法

- (1) 東日本・西日本よりそれぞれ8名の理事およびそれぞれ1名の監事を選ぶ。但し、東日本では北海道地区、西日本では九州地区よりそれぞれ1名以上の理事を選ぶこととする。
- (2) 理事の投票は東日本・西日本それぞれ8名連記とする(静岡、長野、新潟から東を東日本とし、愛知、岐阜、富山から西を西日本とする。)
- (3) 別に、会長は大会準備委員長を理事に任命することができる。
- (4) 常任理事は、東西の理事の中からそれぞれ互選する。

#### 2. 会員の入会基準

- (1) (普通会员) 大学(大学教育法による大学)教員およびそれに準ずる者、大学院生、実務家で、会計学に関する一定の業績を持つ者。
- (2) (賛助会員) 本学会の目的に賛同して本学会の事業を援助する個人または法人。

### 3. 会費

普通会員の会費は年額9,000円とする（2016年度より）。

但し、定年退職をしている者は年額7,000円とし、大学院生は年額5,000円とする（2016年度より）。

賛助会員の会費は1口年額1万円とし、3口以上を納入する。

### 4. 賛助会員の大会への出席

1 賛助会員は、大会の開催に際し、オブザーバーとして3名以内の代表者を出席させることができる。

(1987年10月2日会則一部改正)

(1992年9月10日会則一部改正)

(1997年10月1日会則一部改正)

(1999年10月2日会則一部改正)

(2000年10月13日会則一部改正)

(2004年10月8日会則一部改正)

(2009年10月17日会則一部改正)

(2015年10月11日会則一部改正)

(2016年10月22日会則一部改正)